

令和4年12月16日

保護者各位

天理小学校
校長 篠 森 靖 治

家計急変に伴う授業料減免について

(令和4年度奈良県私立小中学校等授業料減免事業補助金制度)

日頃は本校の教育活動の上にご理解、ご協力くださり誠にありがとうございます。

家計急変（解雇・倒産・大幅な収入減少）により、授業料の支払いが困難になった場合、下記の要件を満たしていれば、申請手続きをお取りいただいた後、授業料を減免いたします。

ご利用をご検討されます方は、12月22日（木）までに小学校事務 0743-63-8432（多田・佐藤友）までご一報ください。

記

【対象となる要件】

以下の（１）～（３）のすべてを満たすこと

（各金額は、保護者等が二人いるときは、いずれもその全員の金額を合算した額）

（１）対象校入学後に以下のいずれかの家計急変事由があること

①解雇

※「家計急変後1年間の総所得金額が前年より2分の1または100万円以上減少」または「家計急変後1年間の総所得金額が0円」となる見込みの者に限る。

②倒産

※「家計急変後1年間の総所得金額が前年より2分の1または100万円以上減少」または「家計急変後1年間の総所得金額が0円」となる見込みの者に限る。

③上記以外の大幅な収入減少

※勤務又は自ら経営する会社等の経営状況の悪化、死亡、病気、離婚、被災等。

※「家計急変後1年間の総所得金額が前年より2分の1かつ100万円以上減少」する見込みの者に限る。

（２）年収要件

400万円未満相当（家計急変後の年収の合計）

（３）資産要件

家計急変後、継続して700万円未満（資産保有額の合計）

※対象となる資産の範囲は以下のとおりとし、土地・建物等の不動産は対象としません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

[資産の範囲]

- ・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
- ・満期や解約により現金化した保険